

越谷市自治基本条例施行 10 周年の取組について

①越谷市自治基本条例施行 10 周年講演会

日 時：令和元年 10 月 4 日(金) 午後 1 時～ 4 時
場 所：中央市民会館劇場
参 加 者：265 人
内 容：第 1 部 基調講演
講 師 立教大学コミュニティ福祉学部コミュニティ政策学科
原田晃樹 教授
テーマ 「自治基本条例をどのように活用するか」
第 2 部 活動発表
団 体 越谷市住まい・まちづくり協議会
特定非営利活動法人 越谷ふるさとプロジェクト

②「越谷市自治基本条例施行 10 周年記念」の冠及びロゴマークの使用状況

- ・「越谷市自治基本条例施行 10 周年記念」の冠を付す事業
令和元年（2019 年）10 月末時点 49 件
- ・「越谷市自治基本条例施行 10 周年記念」のロゴマーク使用状況
令和元年（2019 年）10 月末時点 34 件

③越谷市自治基本条例施行 10 周年のパネル展示

展示期間：令和元年(2019 年) 9 月～ 12 月
展示場所：本庁舎 1 階ロビー、各地区センター
パネル：別紙 1 のとおり

④転入者へのパンフレットの配布

平成31年（2019年）4月から配布開始
令和元年（2019年）10月末時点 約2,500部配布

⑤アンケートの実施

目 的：例年、市内在住の18歳以上の男女を対象とした市政世論調査において、自治基本条例に関する意識や認知度を把握している。市政世論調査では把握することのできない子どもの自治基本条例に関する意識や認知度を把握するため、小学校6年生を対象としたアンケートを実施する。

対 象 者：市内小学校6年生の児童

実施時期：令和元年11月19日～令和2年3月31日

回答方法：QRコードを掲載した依頼文(別紙2)を配布し、保護者を通じて電子申請で回答

内 容：別紙3のとおり



条例の目的

条例の目的を「住みよい自治のまちの実現」としています。
越谷市の条例、規則、計画などのあらゆる施策の基本となる性格をもっています。

自治の基本理念

人間尊重

「市民」一人一人が人間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」などの人間らしさに満ちたふれあい豊かなまちづくりを行うという考え方です。

市民主権

「市民」がまちづくりの主人公であるという考え方です。
「市民」「議会」「市長等」の3者が、お互いに協力してまちづくりをすすめていきます。

条例の特徴

市民のための条例

わかりやすい記述を心がけ、「です・ます」体を使用しています。

自治の推進

参加と協働によるまちづくりの方法を単なる理念ではなく、具体的な手続き・仕組みとして明確にしています。

豊かな地域環境の創造

市のあるべき姿について、
①人間関係、②自然、③歴史・文化
④産業の4つに分類し、「誰もが安心し、楽しく生活していけるまち」の実現を目指すことを明確にしています。



「市民」とは…

市内に住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。



まちづくりの主体

市民



- 発言と行動への責任
- 行政サービスに伴う負担の分任
- 地域の交流
- まちづくりへの積極的な参加

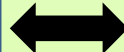
市議会

- 立法機能
- 監視機能
- 政策立案機能
- 開かれた議会運営



市長等

- 効率的・効果的・透明性のある市政運営
- 行政サービスの向上と市民福祉の増進
- 分かりやすい情報提供
- 政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程での説明責任
- 法令等の自主的な解釈と運用
- 国や県、他の自治体との連携・協力





こしがや産業フェスタにブースを出展。アンケートを行うなど自治基本条例のPRを行いました(20年11月)



駅前(北越谷駅)でのPR活動。ちらしの配布やアンケートなどを行いました(20年9月)



最後の開催となった第9回自治基本条例審議会(全大会)の様子(21年3月)

みんなで作った自治基本条例

平成19年

- 7月 「(仮称)越谷市自治基本条例」制定基本方針 決定
- 8月 「自治基本条例に関する講演会」開催
- 9月 (仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会 開催(20年1月まで全8回)



平成20年

- 2月 「越谷まちづくりフォーラム」開催
- 3月 (仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会報告書を市長に提出
- 4月 越谷市自治基本条例審議会 設置
- 8月 「(仮称)越谷市自治基本条例」骨子案がまとめられる

市民の皆さんを主人公としたまちづくりの重要性をうたった自治基本条例は、自治会や市民活動団体、NPOなどからも意見をいただき、多くの市民の皆さんの力でつくりあげました。

議論を重ねた2年間

越谷市自治基本条例審議会の役割

審議会では、市長からの諮問に応じて、自治基本条例の内容について検討しました。

審議会の組織



8月～9月 骨子案に関する懇談会等の開催

- 9月 骨子案に関する意見公募手続(パブリックコメント)の実施
◎4人から10件の意見をいただきました。

- 9月 自治基本条例とサクソとピアノのタベ開催
◎デュオ ルクレール(17ページ参照)が出演。デュオ ルクレールの松本ひろ実さんは審議会の委員でもあります。

平成21年

1月～2月 素案説明会等の開催

- 2月 市民が創る新たな自治のルール【素案説明&講演会】開催
- 2月 素案に関する意見公募手続(パブリックコメント)の実施
◎28人から78件の意見をいただきました。
- 3月 審議会から市長に答申
- 6月 市議会で可決
- 9月 越谷市自治基本条例施行

数字で振り返る審議会のはたらき

- 89回の会議を実施。29人の委員が条例の内容を白紙の状態から検討しました。
- 25回の骨子案に関する懇談会を開催。延べ540人が参加。骨子案とは、条例に盛り込む項目を整理したものの。
- 15回の素案に関する説明会を開催。延べ384人が参加。素案とは、条例のもとになる条文の案のこと。

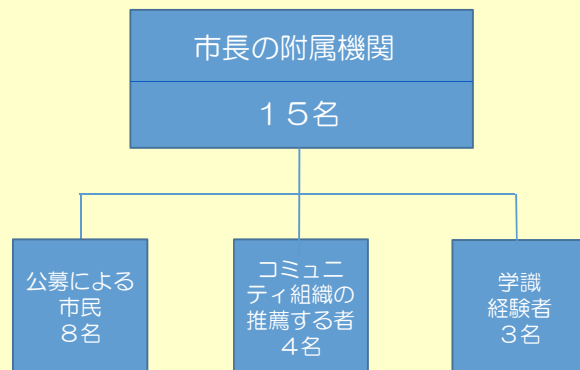
越谷市自治基本条例推進会議

自治基本条例が制定された後の平成22年4月に、**越谷市自治基本条例推進会議**を設置しました。

越谷市自治基本条例推進会議の役割

推進会議では、越谷市自治基本条例が適切に運用され、その役割を十分に果たしているか、また条例にのっとって“参加と協働”によるまちづくりが進められているかなどの検証を行っています。

また、自治基本条例を多くの市民の皆さんに知ってもらえるよう、条例の普及・啓発についても議論を行っています。



第1期 (平成22~23年度)

- ・「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」(報告書)を市長へ提出
- ・「自治基本条例の普及に関する事項について」答申

第2期 (平成24~25年度)

- ・「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」答申

第3期 (平成26~27年度)

- ・「自治のまちづくり推進のための仕組みづくり・環境整備について」審議
- ・「参加と協働による、市民を主体とした自治のまちづくりを進めるために」(報告書)を市長へ提出

第4期 (平成28~29年度)

- ・自治基本条例の適切な運用に関する事項及び自治基本条例の普及に関する事項について審議
- ・「第4期越谷市自治基本条例推進会議の取り組みについて」(報告書)を市長に提出

第5期 平成30年度~

- ・自治基本条例の適切な運用に関する事項及び自治基本条例の普及に関する事項について審議
- ・条例施行10周年記念事業の検討

これまでの推進会議での意見が
様々な普及・啓発の取組に
活かされています！！

パンフレットの配布

懸垂幕等の掲示

高校での啓発

イベント
(シンポジウム等)



▲第5期推進会議



越谷市自治基本条例推進会議
(越谷市ホームページ)

パンフレットの配布

みなさん是非ご覧ください！！

条例やまちづくりについて詳しく解説しています。

ポケット版もあるよ！

子ども向けもあるよ！

市役所や協働フェスタ等のイベントで配布しています。

市内の小学校6年生には子ども版パンフレットを配布しています。



QRコードをスキャンしてね！

パンフレット (越谷市ホームページ) ポケット版パンフレット (越谷市ホームページ) 子ども版パンフレット (越谷市ホームページ)

懸垂幕等の掲示



▲自治基本条例懸垂幕（右側）

自治基本条例のキャッチフレーズの懸垂幕「みんなでつくる 住みよい越谷 自治のまち」を市役所本庁舎の壁面に掲示しています。



▲本庁舎等モニターでの放映

市民課窓口設置の本庁舎等モニターでも自治基本条例に関する情報について、放映を行っています。

高校での啓発



▲高校での講演の様子

平成28・29年度

市内の高校に出向き、自治基本条例に関する講演を実施しました。

「まちづくり それはあなたが主役です」

をテーマに、自治基本条例やまちづくりについて解説を行うとともに、まちづくりへの参加の仕方などを紹介しました。



QRコードをスキャンしてね！

高校での講演 (越谷市ホームページ)

イベント（シンポジウム等）

施行3周年記念
(平成24年度)



▲シンポジウムの様子



▲シンポジウム報告書

シンポジウム
「楽しみながら学んでみよう！」
～身近な暮らしにつながる自治基本条例～

自治基本条例のキャッチフレーズも決定しました！！

最優秀賞

「みんなでつくる 住みよい越谷 自治のまち」

～優秀賞～

○小学生の部

「まちづくり それは あなたが主役です」

○一般の部

「いいまちつくる みんなのチカラ」

QRコードを
スキャンしてね！



越谷市自治基本条例シンポジウム
(越谷市ホームページ)

施行5周年記念
(平成26年度)



▲越谷市自治基本条例 PRパネル

日常のなかにある、まちづくりや参加の様子についてキャッチコピーや写真を募集し、30枚の **PRパネル** を作成しました。

パネルの内容は、自治基本条例の普及・啓発冊子に掲載しています。



▲協働フェスタでの展示



QRコードを
スキャンしてね！

越谷市自治基本条例PRパネル
(越谷市ホームページ)



▲越谷市自治基本条例
普及・啓発冊子

作成したパネルは、本庁舎1階ロビーで展示したほか協働フェスタなどでも展示を行いました。

越谷市自治基本条例に関するアンケート調査への ご協力をお願い

本市では、平成21年9月にまちづくりのルールである「越谷市自治基本条例」を施行し、住みよい自治のまちの実現のため、市民参加と協働によるまちづくりを推進しております。

「越谷市自治基本条例」は、第10条第4項において、子どもは社会の一員であり、次代のまちづくりの担い手として大切にしていくことを明らかにしております。また、子どもを対象とした自治基本条例の普及は、家庭や地域において、自治基本条例に対する理解を深めることも期待できることから、このたび、小学校6年生を対象に「越谷市自治基本条例パンフレット【子ども版】」を配布させていただきました。

今後の取組の参考とさせていただくため、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。

アンケート調査について

- お子様と一緒に、保護者の方がご回答ください。
- ご回答はすべて統計的に処理し、目的以外に利用することはありません。
- 本調査の回答は、インターネット上で令和2年3月31日(火)までに行っていただきますようお願いいたします。
- 回答用サイトは、以下のQRコードを読み込み、アクセスをして、回答していただくようお願いいたします。

《回答用サイト》

[https://s-kantan.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/
offerList_detail.action?tempSeq=13451](https://s-kantan.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13451)

《QRコード》



【お問い合わせ先】

※ご不明な点などございましたら、下記までお問合せください。

越谷市 市長公室 政策課
電話 048-963-9112 (直通)
E-mail seisaku@city.koshigaya.lg.jp



(裏面にクイズがあります)

クイズにチャレンジ!!

Q 1. 越谷市のまちづくりの規則のなまえは次のうちどれでしょう。
正しいと思うものを1つだけ選んでください。

1. 越谷市自治基本条例
2. 越谷市まちづくり規則
3. 越谷市みんなの規則

Q 2. まちづくりとは、次のうちどれでしょう。
正しいと思うものをすべて選んでください。

1. 家のまわりの雪かきをする
2. 子ども会で道のゴミ拾いをする
3. 市民まつりへ参加する



様式管理

プレビュー 越谷市自治基本条例に関するアンケート調査

越谷市自治基本条例に関するアンケート調査

※印があるものは必須です。

▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

■ 6年生の皆様、6年生の保護者様

今年度、小学校6年生の皆さんを対象に「越谷市自治基本条例 子ども版パンフレット」を配布しました。つきましては、お子様と一緒に以下のアンケートにご協力をお願いします。

<p>子ども版パンフレットを配る前、「越谷市自治基本条例」を知っていましたか。※</p>	<p> <input type="checkbox"/> 内容を知っていた <input type="checkbox"/> 名前を聞いたことがあった <input type="checkbox"/> 知らなかった </p>
<p>「越谷市自治基本条例」のことをどのようにして知りましたか。(複数回答可)</p>	<p>越谷市自治基本条例の「内容を知っていた」及び「名前を聞いたことがあった」と回答した方に伺います。</p> <p> <input type="checkbox"/> 広報こしがや <input type="checkbox"/> 越谷市公式ホームページ <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> イベント <input type="checkbox"/> その他 </p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 300px; margin-top: 5px;"></div>
<p>配布した「子ども版パンフレット」は分かりやすかったですか。※</p>	<p> <input type="checkbox"/> とても分かりやすかった <input type="checkbox"/> 分かりやすかった <input type="checkbox"/> 分かりにくかった </p>
<p>配布した「子ども版パンフレット」をもとに、ご家庭でまちづくりなどについてお話をしましたか。※</p>	<p>お子様及び保護者の方に伺います。</p> <p> <input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しなかった </p>